

宮城県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		7.1E-3	2.7E-1	3.1E+1	31.8
64	エトフェンプロックス	1.7E+1	5.4E+0	1.7E+1	2.8E+1	67.6
117	テブコナゾール				3.9E+0	3.9
139	トラロメトリン			2.7E+0	2.6E+0	5.3
140	フェンプロパトリン			2.1E+0		2.1
153	テトラメトリン	1.6E+2	6.7E+0	1.6E+2	1.3E-1	328.1
181	ジクロロベンゼン	3.4E+2	1.5E+2			495.6
225	トリクロルホン		5.4E+0			5.4
251	フェニトロチオン		1.1E+2	2.5E+0		108.5
252	フェンチオン	3.8E+0	4.2E+1	3.8E+0		50.2
256	デカン酸				3.1E+0	3.1
350	ペルメトリン	3.5E+1	3.1E+1	2.3E+1	7.3E+1	161.2
405	ほう素化合物		8.5E-2	4.0E+1	2.6E+0	42.2
427	カルバリル			1.3E+2		130.4
428	フェノプカルブ			1.3E+1	1.9E+2	200.1
457	ジクロルボス	6.7E+1	4.8E+2			544.6
合 計		6.2E+2	8.3E+2	4.0E+2	3.3E+2	2180.1

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等